

該当学生 各位

学 長  
西 田 睦  
(公 印 省 略)

令和 3 年度前期修学支援新制度による授業料免除に関する継続申請について (通知)

標記のことについて、修学支援新制度において、支援が認定された者は毎年 2 回 (8 月頃・2 月頃) に継続申請を行う必要があります。

については、下記のとおり継続申請 WEB サイトにて、授業料減免の継続手続きを行って頂きますようお願いいたします。

継続申請を行わない場合は令和 3 年度前期の授業料から支援の停止となりますので、ご注意ください。また、修学支援新制度では 3 月に学業成績の適格判定を行います。不適格となった場合は継続申請を行っていても支援の取消 (廃止) となる可能性があります。

記

継続申請 WEB サイト URL :

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=rRfPh1q7-0GAwEsNWY8-neTBropLZUxGguWuH2cVKnhUNDFLW1VUNUpNVFoyRzU4TzJaUUtCNTdVRiQ1QCNOPWcu>

\*URL をクリック又はタップするとサイトへ移行します。

ログイン ID : 【大学 ID】@cs.u-ryukyu.ac.jp ログイン・パスワード : 【大学パスワード】

\*大学 ID・パスワードは、教務情報システムへログインする時と同じものです。

期間 : 令和 3 年 2 月 2 日 (火) ~ 令和 3 年 2 月 2 8 日 (日)

1. 上記 URL にアクセスし、大学 ID・パスワードにてログインして、必要情報を入力
2. 必要情報を入力後、送信ボタンを押すと入力したメールアドレス宛に申請書が送信される。
3. 届いた申請書の内容に誤りがないか確認し、なければ下記担当宛メールにて送付する。

【担当】

学生部学生支援課学生援護係

TEL: 098-895-8135

Email: menjo-yuuyo@cs.u-ryukyu.ac.jp

## よくある質問等について

### 1

- この継続申請書を提出すれば、経過措置による授業料免除の申請を行わなくてもよいのか？
- 本継続申請は「修学支援新制度における授業料免除」について、引き続き免除を受けるための継続申請です。「修学支援新制度における授業料免除」と「経過措置制度による授業料免除」は異なる制度なので、「経過措置制度による授業料免除」も希望する場合は、「しおり」に従って「経過措置制度による授業料免除」も申請が必要となります。

### 2

- 送信された確認メールをそのまま返信すると、添付ファイル継続申請書が添付されていない状態で送信されることがあります。送信前に継続申請書が添付されているか確認をお願いします。

### 3

- メールで送られてきた添付ファイルが開けない。
- WORD ファイルで送付されます。WORD を開けるアプリが入っている端末にてご確認ください。  
また、一度端末に保存するとファイルを開けることがあります。

### 4

- 継続申請書を送信後、特に問題が無ければ返信はありません。提出できたか確認する場合は自身の送信メールにて宛先及び添付ファイルをご確認ください。

# 修学支援制度(給付奨学金・授業料減免)の継続申請手続き

修学支援制度(新制度)では、毎年度末に支援対象者の学業成績や学修意欲を確認し、次年度(4月以降)の支援継続の有無を判定します。これを「学業成績についての適格認定」といい、支援対象者本人による継続申請の手続きに基づき行われます。

この適格認定は、給付奨学金及び授業料減免の両方で実施します。支援を受けている学生は必ず、両方の継続申請を行ってください。**期限内に継続申請をしなかった場合、4月以降の給付奨学金又は授業料減免が「停止」されますので、十分、注意してください。**

## 継続申請の手続き 学生本人による申請

### 【給付奨学金】

①インターネット  
(JASSOスカラネット・  
パーソナル)による入力

②「適格認定学修  
状況届」の記入・提出

◆継続申請の手続きを期限内に行わなかった場合

4月～給付奨学金の  
「停止」

### 【授業料減免】

①大学のWebシス  
テムによる入力

②大学のWebシス  
テムからのメール  
の受信&返信

③「授業料減免継続  
申請書」(様式2)の記  
入・メールでの提出

4月～授業料減免の  
「停止」

## 要注意！

※「継続申請」は、  
給付奨学金と授  
業料減免の両方  
の手続きを行う必  
要があります。

※給付奨学金の  
継続手続きを終  
了しても、**授業料  
減免の手続きを  
行わなければ、  
4月以降の授業  
料は減免されま  
せん。**

\*休学のため今年度の学業成績が  
ない学生は適格認定対象外。

## 令和2年度の継続申請の 手続き

### 【給付奨学金】

①「継続願のインター  
ネット入力期間」  
R2.12/16～R3.1/13  
(終了)

②「適格認定学修状  
況届」提出期間  
2.12/20～R3.1/13  
(終了)

### 【授業料減免】

R3.2/2～R3.2/28

①大学のWebシステムへ  
の入力期間

②大学のWebシス テム  
からのメールへの返信

③「授業料減免継続申請  
書」(様式2)の記入・  
メールでの提出

給付奨学金の継続申請を  
終了した学生は、必ず授業  
料減免の継続手続きも行う  
こと。